

# 第六次総合計画 施策評価シート（令和3年度）

4-⑥

## 施策

障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことのできる環境をつくる

## 担当部局

保健福祉局，環境リサイクル局

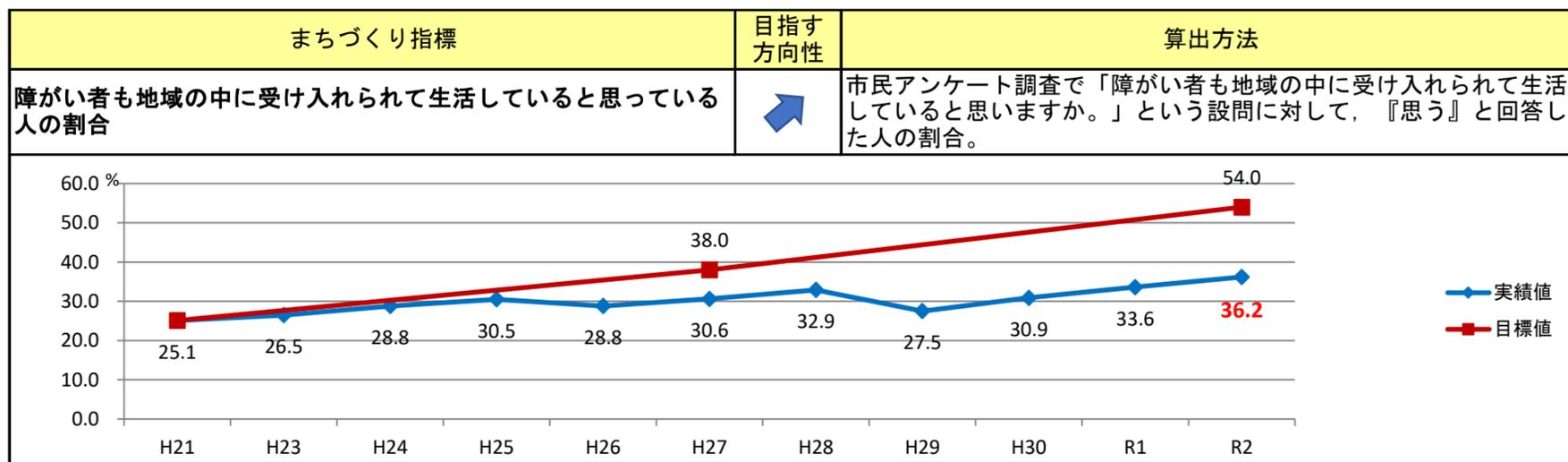
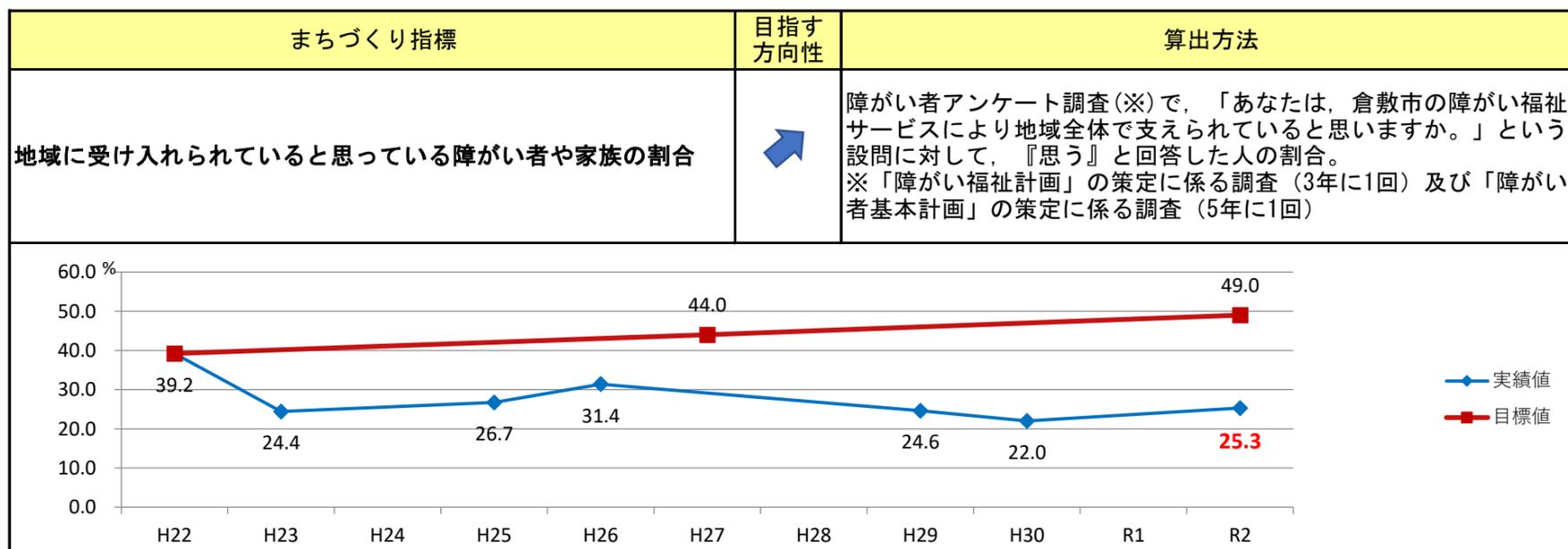


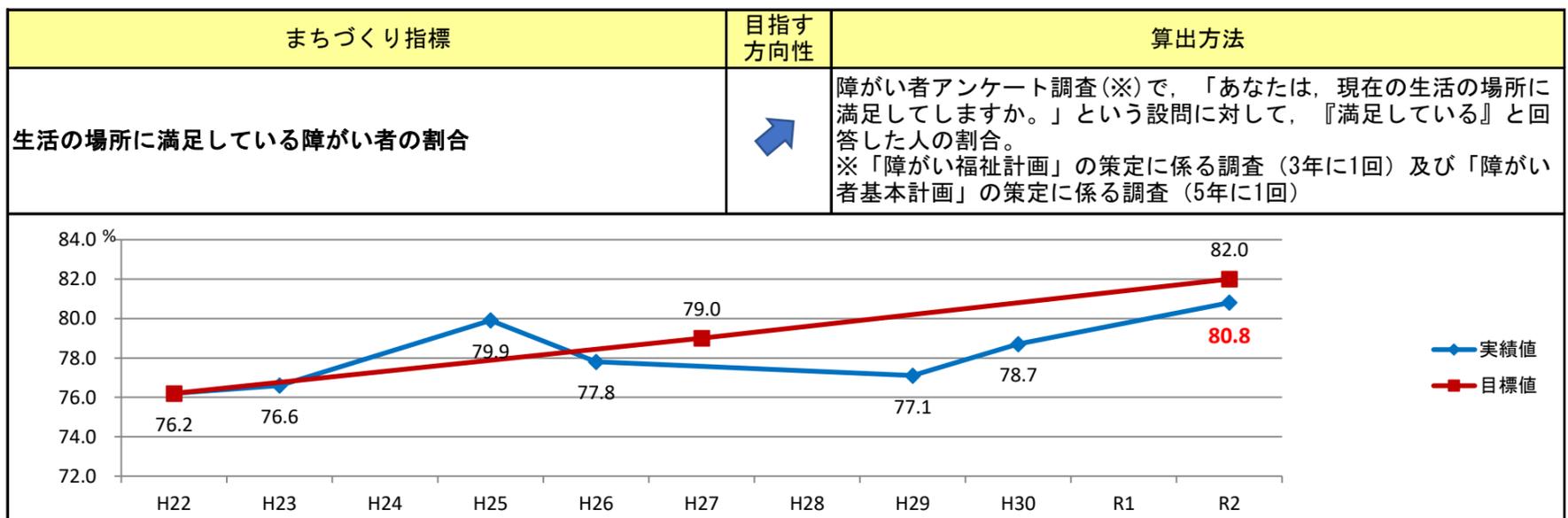
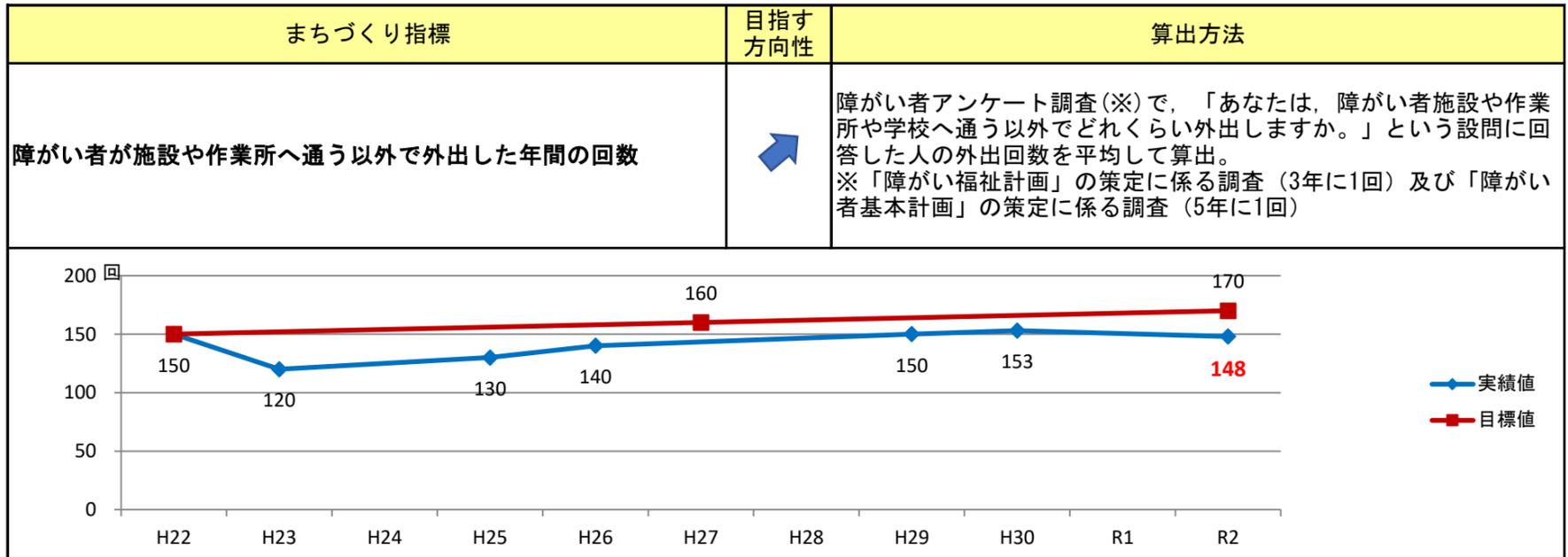
【安全・安心】めざまちの姿 障がい者が，地域の人と安心して共に暮らせるようになっている

## 市の基本方針

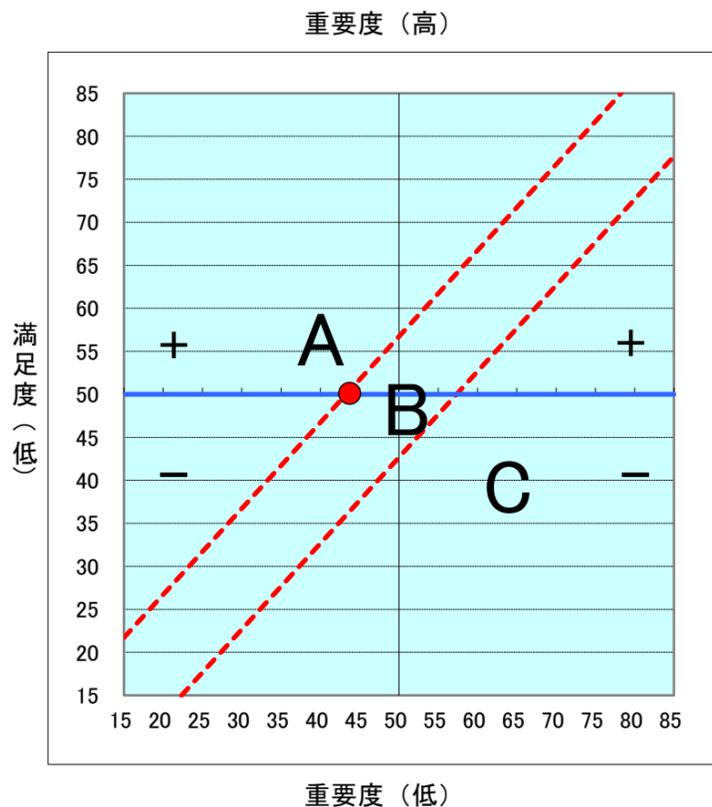
- 関係機関との連携を図り，障がい者自身がだれでも気軽に相談できる環境や，福祉制度や生活に関して，さまざまなニーズに沿った情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の拡充など，相談支援体制の充実を図ります。
- 一人一人の生活ニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう，在宅生活を支援する福祉サービスの量的・質的な充実をめるとともに，介護者の負担を軽減するためのサービスの充実をめめます。
- 障がい者の生活の場となるグループホームなどの整備が促進されるよう，関係機関への働きかけを行い，居住系サービスの充実を図ります。特に，精神障がい者の長期入院からの地域移行を支援するため，精神障がい者からのニーズが高いグループホームや民間賃貸住宅等を活用し，地域で生活するための条件整備にめめます。さらに，地域の中での理解者及び支援者を増やすよう，マンパワーの充実を図りつつ関係機関にも積極的な働きかけを行います。

## 数値目標





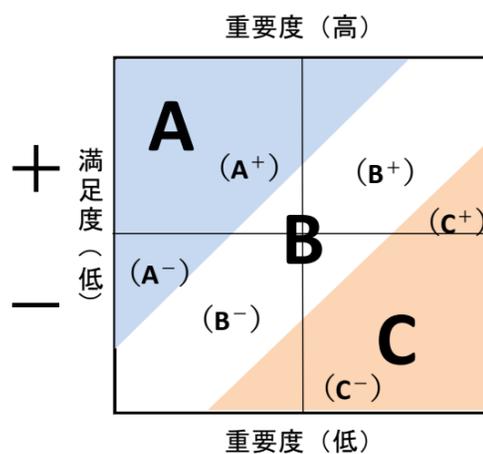
市民の重要度・満足度 (R3.5アンケート調査結果)



領域	偏差値	
	重要度	満足度
B <sup>+</sup>	50.12	43.71

- 重要度に見合った満足度が得られている (B)
- 重要度が平均値より高い (+)

【グラフの見方】



- A : 重要度に見合った満足度が得られていない領域
- B : 重要度に見合った満足度が得られている領域
- C : 重要度に見合う以上の満足度が得られている領域
- ※ 以上の3つの領域を、さらに2つに分割(3×2領域)
- + : 重要度が平均値より高い部分
- : 重要度が平均値より低い部分
- A<sup>+</sup>, A<sup>-</sup>, B<sup>+</sup>, B<sup>-</sup>, C<sup>+</sup>, C<sup>-</sup>
- A<sup>+</sup> : 重要度が高く、その重要度に見合った満足度が得られていない領域

施策を推進する主な事業の評価

区分	事業名	目的(Ⅰ)／令和2年度の主な実績(Ⅱ)／今後の方向性(Ⅲ)	R2年度 決算額 (千円)
	障がい者相談員設置事業	(Ⅰ) 障がい当事者やその家族が、障がい者等からの相談に応じ、助言等を行う。 (Ⅱ) 電話や相談会を開催するなどの相談を行った。身体障がい者相談員36人、知的障がい者相談員16人、倉敷市独自に精神障がい者相談員5人を設置した。 (Ⅲ) 今後とも研修事業などに力を入れ、相談員の技能向上を図る。	11,356
	基幹相談支援センター運営事業	(Ⅰ) 相談支援の中核的な役割を担い、障がい者の地域生活支援を推進する。 (Ⅱ) 障がい者の相談支援事業等を行っている地域活動支援センター(I型)の調整や、指定相談支援事業所に対する専門的な助言、障がい者虐待防止対策等を行った。 (Ⅲ) 今後とも、相談支援体制の強化や、障がい者の権利擁護などに力を入れ、継続して実施する。	19,830
	倉敷市医療的ケア児その他の障害者等の短期入所サービス拡大促進事業	(Ⅰ) 医療的ケア児等の介護を行う家族の負担軽減を図る。 (Ⅱ) 8事業所で、利用者67人、延べ998日の利用があった。 (Ⅲ) 引き続き、医療的ケア児の増加が見込まれるため必要な事業であり、継続して実施する。	9,991
	障がい者支援センター管理運営事業	(Ⅰ) 市内在住の障がい者及びその家族の日常生活の支援を行う。 (Ⅱ) 障がい者支援センター利用者数 児島14,849人、玉島8,779人、水島12,646人 (Ⅲ) 障がい者の生活を総合的に支えるために必要な事業であり、継続して実施する。	105,441
	障がい者支援センター相談支援事業 運営委託事業	(Ⅰ) 市内在住の障がい者及びその家族の日常生活の支援を行う。 (Ⅱ) 地域活動支援センターI型利用者 倉敷地域生活支援センター9,825人 倉敷西部地域生活支援センター5,460人 真備地域生活支援センター12,506人 (Ⅲ) 障がい者の生活を総合的に支えるために必要な事業であり、継続して実施する。	59,490
	意思疎通支援事業	(Ⅰ) 聴覚障がい者等が他者とのコミュニケーションを図る支援を推進する。 (Ⅱ) 手話通訳者を、本庁障がい福祉課・児島支所福祉課・水島支所福祉課にそれぞれ1人配置し、1,625件の利用があった。 (Ⅲ) 聴覚障がい者等のコミュニケーションを継続して支援するために必要な事業であり、継続して実施する。	15,167
	発達障がい者支援体制整備事業	(Ⅰ) 発達障がい者を有する障がい児(者)への支援を行う。 (Ⅱ) 倉敷発達障がい者支援センターにコーディネーター2人を配置した。(相談支援件数延べ件数1,855件 実人数219人) (Ⅲ) 支援を必要とする発達障がい者(児)は増加傾向にあるため、継続して実施する。	11,066
	共同生活援助事業	(Ⅰ) 地域で共同生活を営む障がい者に対する援助を行う。 (Ⅱ) 地域で共同生活を営む人に居住における相談や日常生活上の援助を行った。(平均利用者数361人/月) (Ⅲ) 共同生活援助は障がい者の地域移行を推進するために必要なサービスであり、継続して実施する。	653,208
	生活支援事業(視覚障がい者生活訓練等事業)	(Ⅰ) 視覚障がい者の自立更生と社会参加を促進する。 (Ⅱ) 視覚障がいにより日常生活に支障をきたしている者に対し、必要な相談・指導・訓練を行った。(延べ利用人数150人) (Ⅲ) 視覚障がい者に日常生活を支える事業であり、継続して実施する。	1,221
	居宅介護等事業(地域移行支援給付費、地域定着支援給付費、計画相談支援給付費、自立生活援助給付費)	(Ⅰ) 障がい者の地域の中での日常生活を推進する。 (Ⅱ) 地域移行支援9人、地域定着支援76人、計画相談支援給付3,079人の支給決定を行った。 (Ⅲ) 障がい者の地域移行を推進するうえで重要なサービスであり、継続して実施する。	160,477
	障がい児通所支援事業(障がい児相談支援給付費)	(Ⅰ) 障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用を支援する。 (Ⅱ) サービス等利用計画を作成するとともに、計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整等を実施した。(支給決定者数2,948人) (Ⅲ) 障がい児のサービス利用について適正利用を図るうえで重要なサービスであり、継続して実施する。	132,772
	重度心身障がい者医療費助成事業	(Ⅰ) 重度心身障がい者の受療を容易にし、障がい者の福祉の増進に資する。 (Ⅱ) 重度心身障がい者を対象に、94,167件・385,774,409円の医療費を支給した。 (Ⅲ) 継続して実施する。	385,774
	ふれあい収集事業	(Ⅰ) 自らゴミステーションにごみを持ち出すことが困難な人の支援を行う。 (Ⅱ) 要介護認定者のみの39世帯、障がい者のみの59世帯に対して、毎週1回、戸別収集を行った。 (Ⅲ) 制度の周知を図りながら、継続して実施する。	30
公	民間障がい者福祉施設整備助成事業	(Ⅰ) 障がい者を取り巻く生活環境の向上及び入所者等への安全性の確保 (Ⅱ) 障がい者支援施設への多床室の個室化改修1施設及び6施設への防犯対策整備に対する助成を行った。 (Ⅲ) 継続して実施する。	8,399
創	高梁川流域障がい児保護者支援事業	(Ⅰ) 障がい児の保護者を継続的に支援するため、支援者を育成する。 (Ⅱ) 相談支援ファイル実施者養成講座修了者13名 出前茶話会(13回 参加者105人)、草の根講座(7回 参加者77人) (Ⅲ) 障がい児の保護者を継続的に支援するため継続して実施する	3,540